

上野原市立秋山小学校いじめ防止基本方針

平成31年3月25日策定

1 いじめ防止に関する基本理念

本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをねらいとしていじめの防止等の対策をおこなう。特に、いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるように努める。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。たとえ、それがけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。つまり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることもいじめに加担することにつながることを知らしめる。

また、インターネットいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。

さらに、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ②関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。
- ④多様な考え方を認める気持ちを育てる。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ①一人一人が活躍できる学習活動
 - *児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - *児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ②安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - *年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動
 - *友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) 情報モラル教育の充実

- *インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為が多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすこと、重大な人権侵害に当たること等の理解を図る。

(4) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

- ①教職員の積極的な研修等への参加
 - *研修等への積極的な参加を通し、教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。
- ②保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発
 - *PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、児童の携帯電話等の利用の在り方やインターネット、SNSの危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめの早期発見のための手立て

(1) 教職員での児童の観察

「いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。

また、おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

(2) 定期的な実態調査

「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(3) 相談体制の充実

担任以外にも相談できる養護教諭を中心とした相談体制を築き、教育相談活動を充実させる。児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

(4) いじめの早期解決の対応

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 必要に応じて、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

① 「生徒指導委員会（ケース会議）」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によっては、いじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラー、市教委職員、学校評議員等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し、調査を含めた敏速な対応を行う。

6 その他の留意事項

(1) 生徒指導の三機能（「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」「自己決定の場を与える」）を生かした教育活動を進めることにより、自己指導能力を育成する。

(2) 業務の見直しと校務の効率化

きずなの日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保すると共に、校務の効率化を図り、児童と向き合う時間の確保に努める。

(3) 地域との連携

各種たよりやホームページ等を有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。また、児童民生委員や地区の役員との連携を図り、保護者との懇談会や地域の会合等を通して、児童に関する情報の収集に努める。

(4) 学校評価の活用

学校評価に関する児童の意識調査や保護者アンケートについて、いじめの未然防止や早期発見につながるような視点がある場合は活用する。

(5) いじめに対する処置

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間継続して止んでいること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(6) 重大事態の発生と調査

児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(7) 教職員の言動

児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を図る。

7 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

いじめ防止対策指導計画

秋山小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会 議	いじめ対策委員 会 いじめに関する 基本姿勢の表明 （「いじめ根絶 宣言」及び職員 の共通理解）	保護者への啓発 （PTA学年部 会）				
	事案発生時に、緊急対応会議の開催					
防 止 対 策	縦割り活動開始					
	情報倫理等の社会的態度の育成（高学年）					
	学級づくり，人間関係づくり					
	保護者への啓発（各種たより等）					
早 期 発 見				第1回いじめア ンケート		
	日常的な教育相談・児童観察等					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会 議						指導情報の次年 度への引き継ぎ
	事案発生時に、緊急対応会議の開催					
防 止 対 策	情報倫理等の社会的態度の育成（高学年）					
	学級づくり，人間関係づくり					
	保護者への啓発（各種たより等）					
早 期 発 見		個人懇談	第2回いじめア ンケート			
	日常的な教育相談・児童観察等					

※各月1回生徒指導委員会（ケース会議）を開催し、必要に応じていじめ防止対策委員会を行う。